

参 考 资 料

5 4 . 税務機構および職員数、税務歴調

(平成30年4月1日現在)

機構	区分	部長	副部長	参事	課主 長幹	課長 副主 長補 佐	主 査	主 任	主技 事師	書 記	事 務 員	合 計	平 均 税 務 歴 年 数
務 部 税 務	市民 税課	1	1	0	1	1	1	1	5	2	2	13	3.2
	市 税 課				1	1	2	1	3	2	3	13	3.7
	資 産 税 課				1	1	2	0	6	1	4	15	5.3
合 計		1	1	0	3	3	5	2	14	5	9	43	3.7

↑
部長、副部長、含む

↑
副部長含む

5 5 . 事 務 分 掌

課 名	事 務 分 掌
市民税課	(1) 税務の企画調整に関すること。 (2) 個人市民税及び県民税並びに法人市民税の賦課に関すること。 (3) 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。 (4) 前2号に係る証明に関すること。 (5) 譲与税及び交付金（他部課に属するものを除く。）に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
市税収納課	(1) 市税等（国民健康保険税を除く。以下同じ。）の調定に関すること。 (2) 市税等の徴収及び収納に関すること。 (3) 税務証明（他部課に属するものを除く。）に関すること。 (4) 債権回収（市長が指定したものに限る。）に関すること。 (5) 未収債権の徴収に係る助言等に関すること。 (6) 債権に係る調査及び調整に関すること。 (7) 債権管理の調整に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。
資産税課	(1) 固定資産税、都市計画税等の賦課に関すること。 (2) 固定資産評価審査委員会に係る審査申出の弁明書作成に関すること。 (3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (4) 第1号に係る証明に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。

56. 平成30年度市税賦課及び徴収一覧表

税目		課税客体	納税義務者	賦課期日
市 民 税	個人市民税	1. 市内に住所を有する個人（均等割・所得割） 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割）		1月1日
	法人市民税	1. 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割） 2. 市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割） 3. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの（法人税割）		一事業年度が基礎となる
固定資産税		固 定 資 産 土 地 家 屋 償 却 資 産	当該固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税		原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車	当該原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者 （所有権を留保している軽自動車等については、その買主）	4月1日

課税標準及び税率		申告期限	納期
所得割 均等割	6% 3,500円	申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 異動届 徴収義務がなくなった 事由が発生した月の翌 月の10日	普通徴収 第1期 6月10日～7月2日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 翌年1月1日～1月31日 特別徴収 毎月分を翌月の10日まで
法人税割 14.7% (12.3%) 但し、平成26年10月1日以降開始の事業年度分より 12.1% (9.7%) 均等割	1. 資本金等の額が1千万円以下 市内従業員数50人以下 60,000円 2. 資本金等の額が1千万円以下 市内従業者数50人超 144,000円 3. 資本金等の額が1千万円超1億円以下 市内従業者数50人以下 156,000円 4. 資本金等の額が1千万円超1億円以下 市内従業者数50人超 180,000円 5. 資本金等の額が1億円超10億円以下 市内従業者数50人以下 192,000円 6. 資本金等の額が1億円超10億円以下 市内従業者数50人超 480,000円 7. 資本金等の額が10億円超 市内従業者数50人以下 492,000円 8. 資本金等の額が10億円超50億円以下 市内従業者数50人超 2,100,000円 9. 資本金等の額が50億円超 市内従業者数50人超 3,600,000円	法人税申告期限まで	決算日の2ヶ月後 予定・中間・修 正申告について はその申告期限 まで
賦課期日における価格(地方税法に特別に定め のあるものを除く)の1.4/100 免税点 土地 300,000円未満 家屋 200,000円未満 償却資産 1,500,000円未満		償却資産 1月31日	第1期 5月10日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 翌年2月1日～2月末日
1. 原動機付自転車 年額(新) 年額(旧) 50cc以下 2,000円 50cc超 90cc以下 2,000円 90cc超 125cc以下 2,400円 原付ミニカー 3,700円 2. 軽自動車 2輪のもの 3,600円 3輪のもの 3,900円 3,100円 4輪以上のもの 貨物・営業用 3,800円 3,000円 自家用 5,000円 4,000円 乗用・営業用 6,900円 5,500円 自家用 10,800円 7,200円 3. 2輪の小型自動車 6,000円 4. 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	但し、平成27 年3月31日以前 に初めて道路 運送車両法第 60条第1項の規 定による車両 番号の指定を 受けた3輪以上 の軽自動車 上記但書で、 13年を超える 車両は経年車 重課を適用	取得申告 納税義務の発生後 15日以内 廃車申告 納税義務が消滅した 日から30日以内	5月1日～5月31日

税目	課税客体	納税義務者	賦課期日
市たばこ税	売渡し又は消費等に係る 製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	
特別 土地 保有税	課 税 停 止		
入湯税	鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場の入湯者	
都市計画税	土 地 家 屋	当該土地家屋の所有者	1月1日
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	国、地方公共団体所有の固定資産 で貸付資産 (交付金対象課税客体)	国、地方公共団体	

課税標準及び税率	申告期限	納期
売渡し本数1,000本につき 5,262円 (旧3級品は平成30年3月まで1,000本につき3,355円、30年4月より4,000円)	前月の売渡し分につき 翌月末日までに申告納付	
入湯客 宿泊150円 日帰り75円	前月の入湯客数を 翌月15日までに申告納付	
賦課期日における価格の0.3/100 価格は固定資産税(土地・家屋)の課税標準となるべき価格による(地方税法に特別に定めのあるものを除く)		固定資産税の納期と同じ
算定標準額の1.4/100 (法で定めのあるものを除く) 交付金については前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による		交付金 毎年6月30日

57. 税率の変遷

年度		元～5	6～7
税目			
市 民 税	個人均等割	2,000円	同左
	法人均等割	①3,600,000円 ④ 180,000円 ②2,100,000円 ⑤ 144,000円 ③ 480,000円 ⑥ 48,000円 ただし、3月31日以前に終了する事業 年度分については旧税率適用	①3,600,000円 ⑥ 180,000円 ②2,100,000円 ⑦ 156,000円 ③ 492,000円 ⑧ 144,000円 ④ 480,000円 ⑨ 60,000円 ⑤ 192,000円 ただし、平成6年3月31日以前に終了す る事業年度分については旧税率適用
	個人所得割	標準税率	同左
	法人税割	14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法 人税額が年400万円以下の法人につい ては 12.3/100	同左
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		売渡し本数1,000本につき 1,997円 (旧3級品は1,000本につき 948円)	同左
特別土地保有税		①土地の保有者 1.4/100 ②土地の取得者 3/100	同左
入湯税		1人1日 150円	同左
都市計画税		0.3/100	同左

8	9～10	11～14
2,500円	同左	同左
同左	売渡し本数1,000本につき 2,434円 (旧3級品は1,000本につき 1,155円)	売渡し本数1,000本につき 2,668円 (旧3級品は1,000本につき 1,266円)
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

税目		年度	
		1 5	1 6
市 民 税	個人均等割	2,500円	3,000円
	法人均等割	①3,600,000円 ⑥ 180,000円 ②2,100,000円 ⑦ 156,000円 ③ 492,000円 ⑧ 144,000円 ④ 480,000円 ⑨ 60,000円 ⑤ 192,000円	同左
	個人所得割	標準税率	同左
	法人税割	14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.3/100	同左
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		7/1より 売渡し本数1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円)	売渡し本数1,000本につき 2,977円 (旧3級品は1,000本につき 1,412円)
特別土地保有税		課税停止	同左
入湯税		1人1日 150円	同左
都市計画税		0.3/100	同左

17	18	19
3,000円 均等割の納税義務 を負う夫と生計を 一にしている妻 1,500円	3,000円	同左
同左	同左	同左
同左	7/1より 売渡し本数1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円)	売渡し本数1,000本につき 3,298円 (旧3級品は1,000本につき 1,564円)
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

年度		20～21	22
税目			
市 民 税	個人均等割	3,000円	同左
	法人均等割	① 60,000円 ⑥ 480,000円 ② 144,000円 ⑦ 492,000円 ③ 156,000円 ⑧ 2,100,000円 ④ 180,000円 ⑨ 3,600,000円 ⑤ 192,000円	同左
	個人所得割	標準税率	同左
	法人税割	14.7/100 なお、資本金等の額が1億円以下で法人税額が年400万円以下の法人については 12.3/100	同左
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		売渡し本数1,000本につき 3,298円 (旧3級品は1,000本につき 1,564円)	10/1より 売渡し本数1,000本につき4,618円 (旧3級品は1,000本につき2,190円)
特別土地保有税		課税停止	同左
入湯税		1人1日 150円	同左
都市計画税		0.3/100	同左

年度		26	27
税目			
市 民 税	個人均等割	3,500円	同左
	法人均等割	① 60,000円 ⑥ 480,000円 ② 144,000円 ⑦ 492,000円 ③ 156,000円 ⑧ 2,100,000円 ④ 180,000円 ⑨ 3,600,000円 ⑤ 192,000円	同左
	個人所得割	標準税率	同左
	法人税割	14.7/100 12.3/100 但し、平成26年10月1日以降開始 の事業年度分より 14.7/100 → 12.1/100 12.3/100 → 9.7/100	同左
固定資産税		1.4/100	同左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 原付ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪貨物営業用 3,000円 4輪貨物自家用 4,000円 4輪乗用営業用 5,500円 4輪乗用自家用 7,200円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	同左
市たばこ税		売渡し本数1,000本につき 5,262円 (旧3級品は1,000本につき 2,495円)	同左
特別土地保有税		課税停止	同左
入湯税		宿泊150円 日帰り75円	同左
都市計画税		0.3/100	同左

28	29	30
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左
12. 1/100 9. 7/100 但し、平成26年9月30日以前終了の 事業年度分は 14. 7/100 12. 3/100	同左	同左
同左	同左	同左
原動機付自転車 旧税率 新税率 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 原付ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪 3,600円 3輪 3,100円 3,900円 4輪貨物営業用 3,000円 3,800円 4輪貨物自家用 4,000円 5,000円 4輪乗用営業用 5,500円 6,900円 4輪乗用自家用 7,200円 10,800円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円	同左	同左
同左	同左	10/1より 売渡し本数1,000本につき 4/1より (旧3級品は1,000本につき4,000円)
4/1より (旧3級品は1,000本につき2,925円)	4/1より (旧3級品は1,000本につき3,355円)	
同左	同左	同左
同左	同左	同左
同左	同左	同左

平成 30 年 度
川 西 市 税 務 概 要

発 行 平成 30 年 10 月
編集・発行 川 西 市 市 民 税 課
総 務 部 市 税 収 納 課
資 産 税 課